

「第5期島本町地域福祉計画等策定業務」概要説明書

1 名 称

「第5期島本町地域福祉計画等策定業務」

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 目 的

「第4期島本町地域福祉計画・第1期島本町自殺対策計画」（令和元年度～令和6年度）及び「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2年度～令和6年度）」の計画期間の終了に伴い、現行計画の取組実績や、国・大阪府の動向等を踏まえ、令和7年度から開始する「第5期島本町地域福祉計画（令和7年度～令和12年度）」を策定する。策定にあたっては、「第5期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」及び「第2期島本町自殺対策計画」と一体的に策定する。また、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容も含むものとする。

4 委託業務内容

第5期島本町地域福祉計画等策定業務の策定に係る業務全般

現行計画の進捗状況の把握と現状分析等を行い、令和7年度から開始する「第5期島本町地域福祉計画」を策定する。策定にあたっては、「第5期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」及び「第2期島本町自殺対策計画」と一体的に策定する。また、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容も含むものとする。

なお、計画策定にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・ 本町の上位計画となる「第五次島本町総合計画」及び福祉分野の各計画との整合を図り、社会福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、自殺対策基本法、再犯の防止等の推進に関する法律、成年後見制度の利用の促進に関する法律等の関係法令並びに国及び大阪府の定める基本指針等に沿って行うこと。
- ・ 特に、現行計画の策定前後に施行・変更された福祉分野の各法令等がある場合は、その内容の反映に留意すること。

その他、業務の細目については下記のとおりとする。

(1) アンケート調査の実施

ニーズ等を把握するため、①地域福祉アンケート（対象：抽出された住民1500名） ②ひとり親家庭等町内のひとり親家庭の住民を対象にアンケート調査を実施するため、調査票の設計・作成、集計・分析及び結果報告書の作成を行う。

ア 調査票の作成・印刷

(ア) 調査対象 ①抽出された住民1500名

(回収予定約6割：900人程度)

②町内にお住まいのひとり親家庭等

- ・児童扶養手当受給者
- ・ひとり親家庭医療対象者（上記以外）
- ・児童扶養手当を過去に受給していた者（直近3年間）
- ・寡婦

合計250名程度（回収予定約6割：150人程度）

(イ) 調査票の作成 ①A4判12ページ程度（前回は23問・7ページ）

②A4判16ページ程度（前回は43問・16ページ）

※今回の提案では、盛り込む内容が増えているが、回答者の負担に配慮し、なるべく設問数及びページ数が増えないよう工夫すること。

(ウ) WEB等のオンラインによるアンケートも併用できるようにする

イ 封筒の作成・封入

(ア) 封筒の作成 発送用封筒（角2）、返信用封筒（長3）

(イ) 封入作業 発送用封筒に、調査票及び返信用封筒を封入

(ウ) 封入後、一式を町に納品する。

※宛名シールの作成、貼付、発送は町で実施（郵便代も町負担）。ただし、返送されたアンケートを町から受注者に送付する費用については受注者負担

ウ 調査票の開封・整理、調査結果のデータ入力及び分析、報告書の作成

・単純集計、クロス集計、分析結果等を記載した報告書を作成する。（自由記述は、原則として全文入力）

(2) 関係団体へのヒアリング調査

ア 地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、福祉関係団体へヒアリング調査を行う。

イ ヒアリング調査は、島本町社会福祉協議会、島本町民生委員児童委員協議会、数団体を想定。

(3) 現況把握と分析、基礎資料の作成

ア 国及び大阪府の動向、他市町村の事例、関連統計データ等の収集及び分析

イ 現行計画の総括等を踏まえた課題整理

ウ その他、計画策定に必要となる関係資料の作成

※町の計画やサービス実績等に係る資料は、町から提供・貸与を行う。

(4) 計画素案の作成

ア (2)を踏まえて、町と協議・調整しながら、次期計画の骨子案、素案の作成を行う。

(5) 島本町住民福祉審議会の運営支援

ア 島本町住民福祉審議会への出席（予定回数7回 令和5年度：1～2回、令和6年度：4～5回、1回2時間程度）

イ 島本町住民福祉審議会の要点録の作成（メールでデータ提出）

ウ 島本町住民福祉審議会の会議資料の作成支援（印刷は町で実施）

エ パブリックコメントの実施支援（意見のデータ入力、関連資料の収集等）

オ 事務局との打合せ（来庁、電話、メール等）

(5) 計画冊子データの編集

計画冊子データの編集・印刷を行う。

5 本業務の成果品

業務遂行にあたり制作したものは、全て成果品として島本町に納品すること。

(1) アンケート調査の成果品の提出（デザイン・レイアウトを含める）

ア アンケート調査結果報告書

※冊子は作成しない。地域福祉アンケート、ひとり親アンケートごとにプリントアウトし、フラットファイルに綴じたものを50部提出。地域福祉計画は120ページ程度、ひとり親アンケートは100ページ程度を想定。フラットファイルの表紙及び背表紙にタイトルを貼付けすること。

（WORD形式及びPDF形式等をCD-R等に保存して納品）

（調査票のデータ、集計及びグラフ作成の元データも添付）

※集計後のアンケート調査票原本は、本町に返却すること。

(2) 計画書の成果品の提出（デザイン・レイアウトを含める）

第5期島本町地域福祉計画の冊子及び電子データ

※冊子は150部（A4判・モノクロ印刷で120ページ程度。表紙・裏表紙のみカラー用紙）

※電子データはWORD形式及びPDF形式等をCD-R等に保存して納品（グラフ等の元データも添付）

※概要版は作成しない。

※なお、ひとり親家庭等自立促進計画及び自殺対策計画と一体化した計画とし、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画の内容も含む。

(3) その他の成果品の提出

ア 島本町住民福祉審議会の要点録 電子データ（録音データも添付）

6 業務の基本スケジュール案

現時点で本町が想定する下記のスケジュール案を参考に、企画提案において実施スケジュールを作成すること。

住民福祉審議会でアンケート案の確認	令和5年12月～令和6年1月頃
アンケート調査票の発送・回収	令和6年1月～2月頃
アンケート調査結果報告	令和6年3月頃
計画素案の作成	令和6年4月～7月頃
住民福祉審議会での審議	令和6年8月～令和7年2月頃
パブリックコメント実施	令和7年1月～2月頃
計画策定・成果品の納品	令和7年3月

7 その他

(1) 業務の実施

受注者は、本業務に先立ち行程表を作成し本町に提出することとする。業務の適切で円滑な進捗を図るために、本町職員と常に密接に連絡を取り、業務の進捗状況報告等の本町の必要な要請や連絡事項には速やかに答えることとする。また、その内容をその都度記録し、打合せの際相互に確認するものとする。

(2) 検査及び引き渡し

業務が完了したときは、その旨を島本町に通知するとともに、島本町の完了検査を受けた上で、成果品を納入しなければならない。検査の結果、修正が必要な場合は、速やかに島本町の指示に従い実施するものとし、それに係る費用は受注者の負担とする。

(3) 権利の帰属

成果品その他、本業務にかかる著作権及び著作権等一切の権利については、すべて島本町に帰属するものとする。

(4) 個人情報の保護及び適正管理

本業務を行うに際して、次の事項に留意し、適正な個人情報の管理を行うこととする。

ア 本業務で知り得た事項については守秘義務を負い、他に漏らしてはならない。

イ 個人情報が記録された資料等は、本業務完了後、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

ウ 個人情報の取扱いについては「島本町個人情報の保護に関する法律施行条例及び島本町情報公開条例」を遵守することとする。

(5) その他

契約締結後にこの仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、本

町と受注者は速やかに双方協議にてこれを定めることとする。

また、本町からの要望等に基づき、業務責任者、担当等の変更に応じること。

8 支払い

業務委託料の支払いは、受注者の請求により、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

	成果物引渡し
中間払（令和5年度末頃）	アンケート結果報告書
完了払（令和6年度末頃）	計画書・その他の成果品

9 留意点

業務の執行に際しての疑義が生じた場合は、その都度、本町と協議する。

10 担当

島本町役場 健康福祉部 福祉推進課 住屋・大谷・山口

住所：〒618-8570 島本町桜井二丁目1番1号

電話：075-962-8454

メール：fukushi@shimamotocho.jp